

別表

補助制度の名称		空き家地域利用応援制度（建築基準法適合状況調査補助）
第3条関係 (交付対象)	目的・概要	空き家の減少・適正管理および地域の活性化のため、空き家を地域活動や交流、社会福祉事業の拠点として利用するにあたって検査済証がないことが支障となっている場合の、建築基準法適合状況調査にかかる費用を補助する。
	対象にできる物件	次の各号のすべてに該当するものとする。 (1) 神戸市の市街化区域内（ただし、土砂災害特別警戒区域を除く。）に存する空き家であること。 (2) 従前は居住の用に供していた一戸建ての住宅であること。なお、居住以外の用途を兼ねるものうち延べ面積の1/2以上を居住の用に供していたものを含む。 (3) 過去10年の間に、この別表に基づく補助金又は「建築家との協働による空き家活用促進事業」の補助金の交付を受けていないこと。
	要件	次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 空き家を地域活動、社会福祉事業その他公益的な活動（ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動又は公益を害する若しくは公序良俗に反する恐れのある活動は除く。）（以下「地域活動等」という。）を行うために活用しようとする事。こと。 (2) 前号の活用に先立ち、空き家の建築基準法適合状況調査（国土交通省が策定した「 <a href="#">検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン</a> 」（以下「ガイドライン」という。）に定める「法適合状況調査」をいう。ただし、調査者（ガイドラインに定める「調査者」をいう。以下同じ。）として業務を実施する旨を国土交通省に届け出た指定確認検査機関が調査するものに限る。以下同じ。）を行うこと。 (3) 補助事業者及び活用する者は、市長の求めに応じて、当該空き家で行う地域活動等について報告し、市が行う広報において事例として紹介されることに協力すること。 (4) 当該空き家で行う建築基準法適合状況調査及び地域活動等の内容並びに前号の広報への協力について、当該空き家の所有者全員の承諾を得ていること。 (5) 当該空き家で行う地域活動等が地域住民の生活に影響を及ぼすと考えられる場合は、地域活動等を開始する前に、当該地域住民に対してその内容や運営方法等を説明し、理解を得ながら地域活動等を進めること。 (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令を遵守すること。

		<p>(7) 当該補助事業に対して、この別表に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。</p> <p>(8) 当該補助事業にすでに着手していないこと。</p>
申請をできる者	<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 空き家の所有者（予定を含む。）</p> <p>(2) 空き家の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。）</p> <p>次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。</p> <p>(1) 神戸市税の滞納のある者</p> <p>(2) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者</p>	
対象にできる経費	<p>補助事業者が当該年度内に行う空き家の建築基準法適合状況調査に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助事業者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないこととする。</p> <p>(1) 調査者への依頼に要する経費</p> <p>(2) 復元図面又は復元構造計算書の作成に要する経費</p> <p>(3) 破壊調査又は非破壊調査に要する経費</p> <p>(4) その他市長が必要と認める経費</p>	
補助金の額	<p>次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助対象経費（「対象にできる経費」のうち、補助金の交付の対象として計上する経費をいう。以下同じ。）の合計の1/2</p> <p>(2) 1件につき500千円</p>	
第4条関係（交付申請）	<p>交付申請時の提出書類</p>	<p>(1) 補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 事業計画書（様式第1号の2）</p> <p>(3) 空き家の所在がわかる位置図</p> <p>(4) 空き家及び空き家が存する土地の所有者がわかる書類*（公図及び登記事項証明書（原則、発行日から3か月以内のもの）の写し等）</p> <p>(5) 空き家を賃貸借又は使用貸借して活用する場合は、賃貸借契約書等の写し*</p> <p>(6) 申請者の他に空き家の所有者がいる場合は、空き家活用承諾書（様式第1号の3）</p> <p>(7) 現況の平面図等</p> <p>(8) 現況の写真（外観及び各室の内部）</p> <p>(9) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p>
第5条関係（審査会）	—	—

第6条関係 (交付の決定)	補助事業の 着手に含む行為	補助事業に係る契約の締結
第7条関係 (補助事業の 変更等)	軽微な変更	次の各号のいずれにも該当しない変更とする。 (1) 補助対象物件又は補助事業者の変更 (2) 補助事業の目的を大きく変更するもの (3) 事業計画の内容を大きく変更するもの (4) 交付決定における補助金の額に変更を生じるもの (5) 交付決定における交付の条件に変更を生じるもの (6) 補助対象経費に含む改修予定箇所を大きく変更するもの (7) 補助対象経費の金額を大きく変更するもの (8) その他市長が認めるもの
第8条関係 (実績報告)	実績報告時の 提出書類	(1) 補助事業実績報告書(様式第8号) (2) 調査者が作成した建築基準法適合状況調査の報告書 (3) 補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書 (4) 補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し (5) 補助金の受領を委任する場合は、受任者から補助事業者への請求書の写し (6) その他市長が必要と認める書類
	例外要件	—
*その他の事項		(1) 交付申請の時点において、空き家の売買、贈与、賃貸借又は使用貸借等の契約が未締結の場合、補助事業者は、実績報告までに当該契約が締結されたことがわかる契約書等の写し(ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。)を提出する。その場合は、空き家を賃貸借又は使用貸借して活用する場合であっても、「交付申請の提出書類」第5号を省略できるものとする。
施行履歴		制定 令和元年6月3日(旧要綱) 改正 令和元年10月1日(旧要綱) 令和2年4月1日(旧要綱) 令和2年6月1日(旧要綱) 令和3年4月1日(旧要綱) 令和5年4月3日